

## 取締役会議事録(抄本)

令和7年5月13日(火曜日)午後1時から大阪府八尾市山賀町六丁目82番地2 当社会議室において、取締役会を開催した。

取締役総数 6名 出席取締役の数 6名(テレビ電話会議システムにより参加した取締役を含む)

以下の取締役はテレビ電話会議システムで参加した。

専務取締役	森田 泰成
専務取締役	林 忠徳
専務取締役	白井 芳弘
社外取締役	佐々木 智一
社外取締役	鈴木 昭彦

監査役総数 3名 出席監査役の数 3名(テレビ電話会議システムにより参加した監査役を含む)

以下の監査役はテレビ電話会議システムで参加した。

社外監査役	大貫 篤志
社外監査役	高安 錬太郎

その他の出席者	S T X C E O	NAZEREEN MAZLAN
	製造本部長	竹野 博
	製造本部静岡工場長	鈴木 章浩

議長である代表取締役 佐藤輝明は、本日の取締役会が適法に成立したので開催することを宣した。

### 議事の経過の要領およびその結果

#### [報告事項]

1～4. 省略

#### [決議事項]

第1号議案 省略

第2号議案 省略

第3号議案 省略

第4号議案 第三者割当によるA種優先株式発行の件（株式会社日本政策投資銀行との株式投資契約の締結及び履行について）

白井専務より、第三者割当によるA種優先株式発行（株式会社日本政策投資銀行との株式投資契約の締結及び履行について）について別紙⑧を用いて説明があった。

議長は本件につき、承認の是非を議場に諮ったところ、鈴木取締役は当該議案に反対の旨を表明した以外、他の出席取締役の承認を得、本議案は承認された。

なお、鈴木取締役は反対理由として、5億円の調達に対し、毎年3,000万円以上の配当支払い義務がある点が問題である述べた。

第5号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

白井専務より、資本金及び資本準備金の額の減少について別紙⑨を用いて説明があつた。

議長は本件につき、承認の是非を議場に諮ったところ、全員の承認を得、本議案は承認された。

第6号議案 【適時開示】第三者割当による優先株式の発行、定款の一部変更、株式の発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

白井専務より、第三者割当による優先株式の発行、定款の一部変更、株式の発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせについて別紙⑩を用いて説明があつた。

議長は本件につき、承認の是非を議場に諮ったところ、全員の承認を得、本議案は承認された。

第7号議案 省略

以上をもって本日の取締役会は、付議事項の審議をすべて終えたので、議長は午後2時52分に閉会を宣した。なお、テレビ電話会議システムで参加した者は、議事全体を通して、双方向で問題なく意思疎通を行うことができた。

上記、議事の経過の要領およびその結果を明確にするため、本議事録を作成し、議長および出席取締役ならびに出席監査役はこれに記名押印する。

2025年5月13日

株式会社S T G

議長 代表取締役  
(議事録作成者)

佐藤 輝明

出席取締役

森田 泰成

出席取締役

林 忠徳

出席取締役

白井 芳弘

出席取締役

佐々木 智一

出席取締役

鈴木 昭彦

出席監査役

高橋 彰

出席監査役

大貫 篤志

出席監査役

高安 錬太郎

(別紙⑨)

## 資本金及び資本準備金の額の減少の件

A種優先株式の発行と併せて、資本金及び資本準備金の額の減少をおこないたく、議案を上程します。なお、本件は、株主総会決議事項となります。

### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少の理由

配当原資（分配可能額）の準備その他今後の柔軟かつ機動的な資本政策に備えるため、A種優先株式の発行と併せて、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、次のとおり資本金の額及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります（以下、「本資本金等の額の減少」といいます。）。

なお、本資本金等の額の減少については、株主総会において優先株式発行にかかる「定款一部変更」及び「第三者割当によるA種優先株式発行」が原案どおり承認可決され、A種優先株式第三者割当に係る払込みが行われることを条件といたします。

### 2. 資本金の額の減少の要領

減少する資本金の額	250百万円
増加するその他資本剰余金の額	250百万円
資本金の額の減少がその効力を生ずる日	2025年6月30日（予定）

### 3. 資本準備金の額の減少の要領

減少する資本準備金の額	250百万円
増加するその他資本準備剰余金の額	250百万円
資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日	2025年6月30日（予定）

以上

2025年5月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 S T G  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 輝明  
(コード番号:5858 東証グロース市場)  
問合せ先 専務取締役管理本部長 白井 芳弘  
T E L 072-928-0212  
U R L <https://www.stgroup.jp>

### 第三者割当による優先株式の発行、定款の一部変更、株式の発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、2025年5月13日開催の取締役会において、次の①から④までの各事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

- ① 株式会社日本政策投資銀行（以下、「本優先株式割当先」といいます。）との間で株式投資契約（以下、「本投資契約」といいます。）を締結し、これに基づき、本優先株式割当先に対して、第三者割当により、総額500,000,000円のA種優先株式（以下、「本優先株式」といいます。）を発行すること（以下、「本第三者割当増資」といいます。）
- ② 本優先株式の規定新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下、「本定款変更」といいます。）
- ③ 本優先株式の払込みを停止条件とし、2025年6月30日を効力発生日として、資本金及び資本準備金組入に伴う資本金及び資本準備金增加分につき資本金及び資本準備金を減少すること（以下、「本資本金等の額の減少」といいます。）
- ④ 2025年6月26日開催予定の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において、(i)本第三者割当増資、(ii)本定款変更、(iii)本資本金等の額の減少に係る各議案を付議すること

本第三者割当増資は、本定時株主総会において、本第三者割当増資及び本定款変更に係る各議案の承認が得られることを条件としており、本資本金等の額の減少は、本第三者割当増資の効力が生じることを条件としております。また、割当予定先による本優先株式の払込みは、本第三者割当増資、本資本金等の額の減少のために当社において必要とされる一切の手続（本定時株主総会において、本第三者割当増資、本定款変更、本資本金等の額の減少に係る各議案の承認が得られるることを含みます。）が全て適法かつ有効に履践されていること、並びに、払込期日における払込みと同時に、本資本金等の額の減少の効力が生じることが合理的に確実と見込まれること等を条件としております。

#### 記

##### I. 本第三者割当増資について

###### 1. 本優先株式の概要

(1) 払込期日	2025年6月30日
(2) 発行新株式数	A種優先株式 500株
(3) 発行価額	1株あたり1,000,000円
(4) 調達資金の額	500,000,000円

(5) 優先配当	年率6.3%により計算されます。 優先配当が実施されない場合は累積しますが、非参加型とし、優先配当及び未払いの累積した優先配当金を超えて、剩余金の配当は行いません。
(6) 募集又は割当方法 (割当予定先)	株式会社日本政策投資銀行に対する第三者割当方式(500株)
(7) その他の 事項	詳細については別紙1「A種優先株式発行要項」をご参照ください。  本優先株式の発行については、本定時株主総会において、本定款変更に係る議案及び本第三者割当増資に係る議案が承認されることを含む本投資契約に定められる前提条件の充足が条件となります。

## 2. 本種類株式の発行の目的及び理由

### (1) 資金調達の主な目的

当社は、2024年12月12日に公表しました中期経営計画「Challenge 100」（計画期間：2025年度～2027年度）の方針に沿い、事業の成長スピードを上げていくために、積極的な設備投資やM&Aの実施等を行ってまいりたいと考えております。なお、この中期経営計画では、2027年度において連結売上高100億円、連結営業利益8億円（M&Aによる売上増加20億円を含む）を数値目標としております。

トランプ米大統領の関税政策や米中貿易摩擦などによって、世界経済は大きな下振れリスクに直面し、世界経済の見通しについては悲観的な見方が広がり、先行きの不透明感が一層強まりつつあります。このような状況の中ではありますが、当社の主力製品である軽量化金属部品（マグネシウム合金部品やアルミニウム合金部品）については、製品の徹底した軽量化を追求する顧客（製造メーカー等）からの需要が根強く、さらに当社がこれまで培った「精密成型」技術力をもとに様々な製品（ミラーレスカメラなどの高付加価値カメラ、自動車、ネットワークカメラ、プリンターやプロジェクターなどの精密機器、医療機器、ドローン等）への活用が見られています。

当社は、これらの製品を日本・中国・ASEANで製造し、世界的な大手メーカーの各種製品に対して供給しております。世界経済の動向により当社の業績は左右される可能性がありますが、カーボンニュートラルへの大きな流れの中で、軽量化金属部品への強い需要は引き続き続くものと考えております。

中期経営計画「Challenge 100」では、この流れを捉え、着実に成長を遂げていくために、積極的な資金調達を行い、設備投資やM&Aなどにより生産能力の拡大や人員の確保を図ってまいりたいと考えております。

本第三者割当による調達資金については、上記、生産能力の拡大のための設備投資やM&A等の成長投資に充当することを目的としております。

### (2) 本第三者割当による資金調達を実施する理由

当社は、2024年3月に東京証券取引所のTOKYO PRO Marketからグロース市場へ市場変更を行いました。この際に普通株式の公募増資を行い、資金調達を実施しました。この調達資金の使途に関しては、主としてマレーシア子会社の設備投資に充当し、この設備投資の実施は着実に進んでおります。

しかしながら、この設備投資を実施したうえでも、製品軽量化を希求する取引先各社からの当社製品への需要は旺盛であり、今後も設備投資を継続的に実施していく必要があると認識しています。加えて、当社は将来の成長のためには、M&Aの実施は欠かせない戦略であると考えております。

当社は中期経営計画期間中に実施する設備投資やM&A等の成長投資に関する資金調達については、主として金融機関からの借入を行うことを計画しておりますが、有利子負債の増加により自己資本比率の低下など財務面で今後の成長戦略に影響が生じる可能性があることを懸念しております。このため、資本性の資金調達と有利子負債のバランスを取りながら資金調達を行う必要があると考えております。

さらに、売上高の水準が2025年3月期の64億円から中期経営計画で目標とする100億円以上に急拡大することに伴う増加運転資金も必要となります。2025年3月期の当期純利益は389百万円であり、中期経営計画期間中も利益計上により純資産が着実に増加していくことを見込んでいますが、事業拡大スピードを一層上げていく中で、現在の不透明な世界経済の状況から、グローバルで活動する当社にとって急激な経営環

境の悪化リスクに備えるためにも、年間で増加を見込める利益剰余金の金額の150%程度にあたる500百万円の資本性資金調達を行うことといたしました。

一方、資本性資金調達において、公募増資による普通株式の発行などは、機関投資家の投資対象となり得る企業規模ではないため、実現可能性や調達金額の充分性等の観点から適切ではないと判断しております。さらに、更なる普通株式の発行は、即時に大幅な希薄化を伴い、既存株主の株式価値を損なう可能性があることも、適切な手段ではないと判断した要因であります。

当社は、このような検討過程を経て、①資本性の資金を調達することで財務体質の強化を図ることが中長期的な企業価値の向上のためには必須である、②普通株式の発行ではなく、かつ既存株主の株式価値を損なう可能性を極力排除した第三者割当による優先株式の発行が最適である、と考えるに至りました。

なお、本優先株式にかかる優先配当率は、6.3%（年率）の固定利率であり、普通株式のような増減配はございません。また、普通株式にかかる配当方針に変更はございません。

これらを踏まえ、本優先株式割当先である株式会社日本政策投資銀行と協議を行い、優先株式の枠組みを活用し、自己資本の拡充を図るとともに、普通株式を対価とする取得請求権の行使価格（以下「転換価格」といいます。）を現在の市場価格から大幅に上回る水準に設定することで、既存株主の株主価値に配慮した商品設計とすることとしました。

株式会社日本政策投資銀行には、当社の事業内容等を十分に精査していただき、成長過程における会社への資金供給手段として本優先株式を引き受けていただくこととなりました。

### （3）本優先株式の概要

#### ① 優先配当

A種優先株主は普通株主に優先して配当を受けることができ、本優先株式の優先配当率は、上記「I. 本第三者割当増資」「1. 本優先株式の概要」「(5) 優先配当」に記載のとおり、年率6.3%に設定されております。なお、ある事業年度においてA種優先株主への配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積されます。A種種類株主は、当該優先配当の額を超えて剰余金の配当を受け取ることはできません。

優先配当率6.3%（年率）につきましては、銀行借入による資金調達に比べ高コストとなります。優先株式の商品性やリスク、既に優先株式を発行している他社事例等を勘案し、妥当な水準であると考えております。

#### ② 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しないこととされております。

#### ③ 謙渡制限

本優先株式の発行要項上、その謙渡については、当社取締役会の承認が必要とされております。

#### ④ 金銭を対価とする取得請求権

本優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されております。本優先株式の発行要項では、A種優先株主は、いつでも、償還請求日（以下に定義します。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいいます。以下同じ。）を限度として、A種優先株主が指定する日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とします。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」といいます。）として、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（以下、「償還請求」といいます。）こととなっておりますが、本投資契約の規定により、A種優先株主は、2030年6月30日が経過した以降に限り、本優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権を行使することができるようになっております。但し、当該契約において、（i）当社の2026年3月末日及びそれ以降の各事業年度末日現在の単体の貸借対照表における剰余金の分配可能額が、当該事業年度末日を強制償還日として当該時点における本優先株式の全部について強制償還をしたと仮定した場合の強制償還価額の合計額以下になった場合、（ii）当社の2026年3月末日及びそれ以降の各事業

年度末日の連結の損益計算書における経常損益が2事業年度連続して赤字となった場合、(iii)当社において各事業年度末日を基準日とする割当予定先に対する剩余金の配当が2事業年度を通じて一度も行われなかった場合、(iv)2025年6月30日又は別途当事者間で合意したその他の日(以下、「クロージング日」といいます。)において本投資契約に記載する前提条件が成就していないことが発覚した場合(ただし、成就しない前提条件を割当予定先が全て書面により放棄した場合は除く。)、(v)当社が、本投資契約の条項に違反(本投資契約上の表明及び保証違反を含む。)した場合(ただし、かかる違反が軽微であって、相当期間内に解消又は治癒が可能であると割当予定先が合理的に認める場合は除く。)、2030年6月30日以前であってもA種優先株主は、本優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権行使することができるものとすることが合意されています。当該償還請求に係る本優先株式の取得と引換えに交付される金銭の額(以下、「償還価額」といいます。)は、以下の算式(償還価額計算式)によって計算される額とします。

(参考) 分配可能額 2025年3月期 768百万円

(注) 2025年予想配当後分配可能額について、2025年3月期予想配当金35円で算定しております。

#### A) 基本償還価額

本優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本償還価額」といいます。)(基本償還価額算式)

$$\text{基本償還価額} = 1,000,000\text{円} \times (1 + 0.063)^{\frac{m+n}{365}}$$

払込期日(同日を含みます。)から当該償還請求の日(同日を含み、以下、「償還請求日」といいます。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とします。

#### B) 控除価額

上記④A)にかかわらず、償還請求日までの間に支払われたA種優先配当金(償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下、「償還請求前支払済優先配当金」といいます。)が存する場合には、本優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記④A)に定める基本償還価額から控除した額とします。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記④A)に定める基本償還価額から控除します。

#### (控除価額算式)

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.063)^{\frac{x+y}{365}}$$

償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含みます。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とします。

#### ⑤ 普通株式を対価とする取得請求権

本優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されております。(転換に際して交付される株式数は、上記④A)に定める基本償還価額相当額から、上記④B)に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「取得請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「取得請求前支払済優先配当金」(取得請求日までの間に支払われた優先配当金(取得請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を取得価額(当初2,500円)で除して算出される株式数とすることが定められています。)

但し、本投資契約の規定により、取得請求権行使事由((i)2026年6月30日を経過した場合(ii)クロージング日において本投資契約に定める「6.割当予定先の選定理由等(2)割当予定先を選定した理由」記載の前提条件が成就していないことが発覚した場合(ただし、成就しない前提条件を割当予定先が全て書面により放棄した場合は除く。)、(iii)当社が、「6.割当予定先の選定理由等(2)割当予定先を選定した理由」記載の本投資契約のいずれかの条項に違反(本投資契約上の表明及び保証違反を含む。)した場合(ただし、かかる違反が軽微であって、相当期間内に解消又は治癒が可能であると割当予定先が合理的に認める場合は除く。)に限り、普通株式を対価とする取得請

求権を行使することができるものとしております。

#### ⑥ 金銭を対価とする取得条項

本優先株式には、金銭を対価とする取得条項が付されております。本優先株式の発行要項では、当社は、いつでも、当社の取締役会の決議に基づき別に定める日（以下、「強制償還日」といいます。）の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社が本優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記④A)に定める基本償還価額相当額から、上記④B)に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）の金銭を交付することができる（以下、この規定による本優先株式の取得を「強制償還」といいます。）こととなっております。ただし、本投資契約の規定により、A種優先株主の事前承諾を得た場合に限り、強制償還を行えるものとしております。ただし、本投資契約上、2030年6月30日を経過した以降は、割当予定先による事前承諾なく、金銭を対価として本優先株式の全部又は一部を取得することができるものとされております。なお、当社による金銭を対価とする本優先株式の全部又は一部の取得は、割当予定先による、金銭を対価とする取得請求権の行使及び普通株式を対価とする取得請求権の行使に優先することとなっております。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期間

#### (1) 調達する資金の額

本優先株式の払込金額の総額	500百万円
発行諸費用の概算額	10百万円
差引手取概算額	490百万円

(注) 1. 発行諸費用の内訳は、発行関連手数料、登記関連費用、株式価値算定費用、弁護士費用を予定しています。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定期間

本第三者割当増資は、中期経営計画期間中の設備投資やM&A等の成長投資に充当することを目的としております。現時点では、連結子会社であるSTX PRECISION(JB) SDN. BHD. における更なる増産体制の構築に対する投融資資金として200百万円、フィリピン等における生産拠点の設立に対して100百万円を2027年3月期までに充当し、残額をM&A及び運転資金に充当する予定であります。具体的には以下のとおりであります。

なお、上記調達資金については、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

##### ①連結子会社への投融資資金

連結子会社であるSTX PRECISION(JB) SDN. BHD. における取引先からの新プロジェクト受注等における更なる増産体制の構築のための設備に2024年グロース市場上場の際の調達資金に追加して、2027年3月期までに200百万円を充当する予定であります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
STX PRECISION (JB) SDN. BHD.	マレーシア 工場 (マレーシア・ ジョホールバル)	金属部品 鋳造及び 加工	鋳造機、 CNC 工場設 備	732	228	増資資金	2023 年 12 月～ 2026 年 3 月	2027 年 3 月期中	生産能力 50%増

(注) 投資予定額については、2024年3月21日の東京証券取引所グロース市場の上場に際し、調達した資金（200百万円）を含んでおります。

### ②生産拠点の新設

地政学的リスクを勘案し、かつASEANでの生産能力向上を一層強化するため、新たな国（フィリピン等）への進出も含めて生産拠点の設立のために、2027年3月期までに100百万円を充当する予定であります。

### ③M&A及び運転資金

残額については、中期経営期間中の成長スピードを加速させるため、M&A資金及び今後の増収に伴い必要となる増加運転資金として、中期経営期間中である2026年3月期から2028年3月期中に充当する予定であります。なお、M&A対象先については、生産能力の向上と人員の確保を図ることを主眼として進めており、生産設備・人員・体制が整っており、「のれん」の計上を極力回避できる企業をターゲットにM&A対象先の選定を行っております。

## 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当の増資金により、安定した財務基盤の下で、中期経営計画の実現を着実に進めることができとなります。当社は、中期経営計画の実現が企業価値を高めることに繋がると考えております。中期経営計画の実現により、事業規模・利益水準の拡大を図り、金融機関や取引先からの信用の維持・向上に努めてまいります。以上のことより、当社の既存株主にとっても本第三者割当による資金使途には合理性があるものと判断しております。

## 5. 発行条件等の合理性

### （1）払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

当社は、本優先株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社StewartMcLarenに対して本優先株式の価値分析を依頼いたしました。株式会社StewartMcLarenは、一般的な株式オプション価値算定モデルであり、本優先株式の主要な特徴を反映した評価額を算定し得るモデルである二項格子モデルを用いて本優先株式の価値算定を実施しており、当社は本日付けて株式会社StewartMcLarenより本優先株式の評価報告書（以下、「種類株式評価報告書」といいます。）を取得しております。

種類株式評価報告書によれば、株式会社StewartMcLarenは、評価基準日時点の市場環境等を考慮した一定の前提（本優先株式の残余財産の分配額、配当金額、金銭を対価とする取得条項、金銭を対価とする取得請求権、本優先株式の取得価額、本A種優先株主が普通株式を対価とする取得請求権行使するまでの期間、当社の財務諸表、株価（1,299円）、ボラティリティ（46.7%）、配当金（17.5円）、無リスク利子率（0.9%）、借入利率（2.5%）等）を設定しており、本優先株式の公正な評価額を本優先株式1株当たり952,285円から986,563円と算定しております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との協議を経て、本優先株式の払込金額を1株当たり1,000,000円とし、その他の発行条件を決定しております。本優先株式の発行価額が当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で決定されており、その評価手続きについて特に不合理な点がないことから、本優先株式の発行条件は合理的であり、本優先株式の発行が有利発行に該当しないものと考えております。もっとも、種類株式の価値評価については、様々な考え方があり得ること等から、念のため、会社法第199条第2項及び第3項並びに第309条第2項の規定に基づき、本定時株主総会での特別決議による承認を得ることを条件として、本第三者割当増資を実施することといたします。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本種類株式を500株発行することにより、総額500,000,000円を調達いたしますが、上記「2. 本種類株式の発行の目的及び理由」及び「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載の本種類株式の発行目的及び資金使途に照らし、調達額は合理的であると判断しております。

また、株式の希薄化については、普通株式の公募増資のように、即時に大幅な希薄化を伴い、既存株主の株式価値を損なうものではないことに加え、転換価格を現在の市場価格から大幅に上回る水準に設定することで、既存株主の株主価値に配慮した商品設計としており、株式の希薄化の規模としては合理的であると判断しております。（転換価格は、本優先株式割当先と協議のうえ、当社が中期経営計画を着実に実行し企業価値を高めることを前提に、当社の上場来最高値を十分に上回り、かつ直近の株価水準の2倍程度になるように設定しております。）なお、本優先株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、①払込金額相当分については、議決権数2,000個の普通株式が交付されることとなり、2025年3月末現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である20,724個

（2025年4月1日付で実施した株式分割を考慮した値）に対する割合は8.80%（総議決権総数は2,000個を加算した22,724個）、②払込金額相当分に加え、払込期日から2030年6月30日まで優先配当金が支払われず累積した場合には、議決権数2,630個の普通株式が交付されることとなり、2025年3月末現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である20,724個（2025年4月1日付で実施した株式分割を考慮した値）に対する割合は11.26%（総議決権総数は2,630個を加算した23,354個）となります。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	株式会社日本政策投資銀行		
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 地下誠二		
(4) 事 業 内 容	金融保険業		
(5) 資 本 金	1,000,424 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	2008年10月1日		
(7) 発 行 済 株 式 数	43,632,360 株（2024年9月末）		
(8) 決 算 期	3月期		
(9) 従 業 員 数	1,891名（2024年9月末）連結		
(10) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	財務大臣		100.00%
(11) 当 事 会 社 間 の 関 係	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。	
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。	
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。	
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。	
(12) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態（単位：百万円）			
決算期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
連 結 純 資 産	3,832,062	3,963,784	4,108,846

連 結 総 資 産	21,508,591	21,482,420	21,698,605
1 株 当 た り 連 結 純 資 産 ( 円 )	65,892.29	68,285.56	69,826.09
連 結 経 常 収 益	310,349	374,584	410,882
連 結 経 常 利 益	86,134	135,387	147,844
親会社株主に帰属する当期純利益	57,612	92,775	103,205
1 株 当 た り 連 結 当 期 純 利 益 ( 円 )	1,382.07	1,889.44	2,229.02
1 株 当 た り 配 当 金 ( 円 )	358	419	490

(注) 当社は、株式会社日本政策投資銀行が2024年6月26日付で関東財務局長宛てに提出している有価証券報告書により、同社が、「内部統制基本方針」を策定し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための態勢を整備していること及び同社の株主が財務大臣のみであることを確認しております。これらにより、当社は、株式会社日本政策投資銀行、株式会社日本政策投資銀行の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係していないと判断するとともに、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に提出しています。

## (2) 割当予定先を選定した理由

本第三者割当の割当先につきましては、類似した優先株式投資に実績があり、リスク判断能力の高い金融機関であることから、株式会社日本政策投資銀行を選定いたしました。

株式会社日本政策投資銀行は、政府系金融機関として成長過程にある当社への資金供給にご協力いただき、かつ既存株主の株式価値を出来る限り棄損したくないという当社の要望を受け入れ、本第三者割当を引き受けさせていただきました。

なお、当社は、本第三者割当に関し、割当予定先との間で、当社に対する出資のほか、以下の事項を含む本投資契約を締結しております。

(ア) 本定款変更の効力が発生し、維持されていること、本資本金等の額の減少のために必要な手続きが完了し、本資本金等の額の減少が確実と見込まれること、引受人による本優先株式の取得に当たり、クロージング日までに当社が取得すべき許認可等（もしあれば）が全て適法かつ有効に取得され、その効力が維持されていること、本優先株式の発行及び引受人に対する本優先株式の割当てに係る臨時報告書が内閣総理大臣に対して遅滞なく提出されていること又は提出される見込みであること等を、割当予定先による本優先株式に係る払込の履行の前提条件とする。

(イ) 当社は、割当予定先が本優先株式若しくは当社の普通株式又は償還請求若しくは強制償還に基づく当社に対する金銭債権を保有している期間中、大要以下の事項について誓約する。

① 適用ある法令等を遵守する。

② 公正な慣行に従い、当社並びにその子会社及び関連会社の全ての財務上の取引、資産及び事業を記載した記録及び帳簿等を保持し、適用ある一般に公正妥当と認められた会計基準によりこれらの記録及び帳簿等を作成するものとし、それ以外の会計基準への変更を行わない。

③ 資産、負債、キャッシュ・フロー、事業、経営、財政状態、信用状況、将来の収益計画等又はそれらの見通しに重大な悪影響を与える行為を行わない。

④ 当社が主たる事業を営むのに必要な許認可等を維持し、全ての法令等を遵守して事業を継続し、かつ、当社の主たる事業内容を変更しない。当社の子会社及び関連会社をして、これらの会社が主たる事業を営むのに必要な許認可等を維持させ、全ての法令等を遵守して事業を継続させ、かつ、これらの会社の主たる事業内容を変更させない。

⑤ 当社は、当社の普通株式について、東京証券取引所グロース市場への上場を維持するため実務上可能な限りの努力をする（ただし、東京証券取引所プライム市場又はスタンダード市場へ市場区分を変更することは、本号の違反を構成しない）。

⑥ 当社は、反社会的勢力等との間に何らの資金上の関係も持たず、反社会的勢力等の維持、運営に協力又は関与せず、また、当社の子会社及び関連会社をして、反社会的勢力等との

間に何らの資金上の関係も持たせず、反社会的勢力等の維持、運営に協力又は関与させない。当社は、反社会的勢力等に対して、名目の如何を問わず、資金の提供を行わず、また、当社の子会社及び関連会社をして、反社会的勢力等に対して、名目の如何を問わず、資金の提供を行わせない。当社は、反社会的勢力を、当社又はその子会社若しくは関連会社の役員等に選任せぬ、また従業員として雇用しないほか、反社会的勢力を当社の経営に関与させぬ、当社の子会社及び関連会社をして、反社会的勢力を、当社又はその子会社若しくは関連会社の役員等に選任せぬ、また従業員として雇用させないほか、反社会的勢力を当社の子会社又は関連会社の経営に関与させない。

- ⑦ 当社は、いかなる場合においても、自ら又は第三者（当社の子会社及び関連会社を含むがこれらに限られない。以下同じ。）を利用して、i) 暴力的な要求行為、ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為、iii) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、iv) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて割当予定先の信用を毀損し、又は割当予定先の業務を妨害する行為、v) その他i) ないしiv) に準ずる行為を行わない。
  - ⑧ 当社並びにその子会社及び関連会社間において、独立当事者間の取引における条件を著しく逸脱した条件での取引を行わない。
  - ⑨ 割当予定先による、当社の提出した書類の内容に関する質問に対し、誠実かつ遅滞なく回答する。
  - ⑩ 割当予定先が当社の監査（財務監査、会計監査又は法務監査を含むがこれに限られない。以下同じ。）が必要であると認めてこれを請求する場合には、割当予定先又はその権限を有する代理人による監査に最大限協力する。
  - ⑪ 前各号のほか、本契約の目的の達成のために必要な行為又は割当予定先に対する協力をう。
- (ウ) 当社の割当予定先に対する剰余金の配当又は割当予定先による本優先株式の全部又は一部の取得請求権の行使に際し、当社の資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少を行わなければ、これらに応じることができない場合、当社は、速やかに、法令等の定めに従い、資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少を会議の目的事項とする株主総会を招集し、割当予定先に対する剰余金の配当又は本優先株式の金銭を対価とする取得を可能にするために、法令等に違反しない範囲で、必要な措置を講じる。
- (エ) 当社は、割当予定先が本優先株式若しくは当社の普通株式又は償還請求若しくは強制償還に基づく当社に対する金銭債権を保有している期間中、大要以下の重要事項を行う場合には、割当予定先の事前の承諾を得なければならない。
- ① 会社法又は定款上、当社の株主総会における特別決議が必要とされている事項
  - ② 事業の全部若しくは重要な一部の中止若しくは廃止、重要な資産の譲渡又は処分、事業全部の賃貸、事業全部の経営の委任、子会社若しくは関連会社に係る株式の売却（子会社又は関連会社の範囲の変更を伴うものに限る。）
  - ③ 定款の変更（ただし、本定款変更及び法令等の改正に伴う形式的な変更を除く。）
  - ④ 株式取扱規程（もしあれば）の重要な変更
  - ⑤ 合併、会社分割、事業の譲渡、事業の譲受け、株式交換、株式移転、組織変更その他のこれらに類する行為であって株主総会の決議を要するものに関する一切の行為
  - ⑥ 解散
  - ⑦ 倒産手続開始の申出又は申立て
  - ⑧ 割当予定先以外の第三者に対する株式等の発行等（ただし、本投資契約に定める一定の範囲内で行われる役職員を対象とする譲渡制限付株式報酬及びストック・オプションの発行等を除く。）
  - ⑨ 株式等の分割、株式等の併合又は株式等の無償割当て

- ⑩ 自己株式又は自己新株予約権の取得、処分又は消却（取得条項付株式の取得を含む。ただし、本優先株式の取得条項又は取得請求権の行使に基づく本優先株式の取得及び当該株式の消却を除く。）
- ⑪ 新株予約権（もしあれば）の内容の変更又はその目的である株式数若しくは行使価額の調整
- ⑫ 当社の普通株式を保有する株主に対する剰余金の配当（ただし、当社の各事業年度末日時点の分配可能額から、当該事業年度の翌事業年度中に見込まれる剰余金の配当額（普通株式に係る配当に限らず、本優先株式を含む種類株式に係る配当を含み、また、未払配当を含む。）その他の会社法第461条第1項各号に定める行為に係る金額の合計額を除いた額が、当該事業年度末日を強制償還日として当該時点における本優先株式の全部について強制償還をしたと仮定した場合の強制償還価額の合計額以上になる場合は除く。）
- ⑬ 資本金又は準備金の額の減少（ただし、本契約に定める場合を除く。）又は増加（ただし、当社が本投資契約締結日において発行済みのストック・オプション又は上記⑧に定めるストック・オプションの行使による資本金又は準備金の額の増加を除く。）
- ⑭ 代表取締役の変更
- ⑮ 債務保証又は債務引受け等の債務負担行為（当社の子会社又は関係会社に対するものを除く）
- ⑯ その他、本優先株式の経済的価値又は当社の支払能力に悪影響を及ぼし得る行為

(オ) 当社は、本契約締結日以降割当予定先が本優先株式若しくは当社の普通株式又は取得請求権の行使若しくは取得条項に基づく当社に対する金銭債権を保有している期間中、以下の各号に掲げる行為を行う場合には、割当予定先に事前に報告し、誠実に協議するものとする。

- ① 事業年度における当社の連結の累計が700百万円を超えることとなる固定資産の取得（固定資産の取得には有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産の取得、ファイナンス・リース契約の締結（会計上資産計上されているか否かを問わない。）を含み、長期前払費用及び繰延税金資産の計上は除く。ファイナンス・リース契約については会計上資産計上する場合においては固定資産計上額、貸借処理する場合においてはリース料総額をもって資産の取得額とする。）
- ② 子会社若しくは関連会社に係る株式の取得（子会社又は関連会社の範囲の変更を伴うものに限る。）
- ③ 資本業務提携。
- ④ 第三者への新たな貸付（ただし、発行会社が従業員貸付制度に基づき行う従業員に対する貸付及び発行会社の子会社又は関連会社に対する貸付のうち、本契約締結日時点で既になされた貸付について、当該既存貸付に係る金額の範囲内で貸換えをする場合を除く。）又は出資。
- ⑤ 組織再編行為等（事前承諾事項に該当するものを除く。）

### (3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先が、本優先株式の取得を中期投資として取り組む意向であり、本優先株式の取得後は、本優先株式の発行要項等の定めに従い本優先株式を保有する方針と確認しております。なお、割当予定先は、普通株式を対価とする取得請求権の行使事由が発生して以降、当社株価が転換価格を一定

程度上回って推移した場合に当該取得請求権の行使及び市場売却を検討する意向を確認しております。また、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される本優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

#### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、株式会社日本政策投資銀行が2024年12月20日付で関東財務局長宛てに提出している半期報告書に記載の貸借対照表の2024年9月30日時点の現金預け金の金額（株式会社日本政策投資銀行1,241,046百万円）を確認しており、割当予定先が本優先株式発行の払込みに要する資金を保有していることを確認しております。割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、払込期日までに割当予定株式を引き受けけるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

### 7. 本第三者割当後の大株主及び持株比率

#### (1) 普通株式

割当前（2025年3月31日現在）		割当後
佐藤 輝明	14.6%	同左
株式会社三輝	14.6%	
林 健一	4.2%	
兼光 喜彦	2.9%	
SIX SIS LTD.	2.9%	
三菱UFJキャピタル株式会社	2.7%	
株式会社SBI証券	2.5%	
森田 泰成	2.3%	
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OM NIBUS-MARGIN (CASHPB)	2.2%	
佐藤 武幸	1.7%	

(注) 持株比率は自己株式(11,225株)を控除して計算しております。

#### (2) 本優先株式

割当前（2025年3月31日現在）	割当後	
該当なし	株式会社日本政策投資銀行	100%

### 8. 今後の見通し

本優先株式発行によって、自己資本を維持することにより、長期的かつ安定的な財務基盤の構築を図ります。なお、本優先株式発行による業績の影響については、軽微であると見込んでおります。

### 9. 企業行動規範上の手続

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。なお、本第三者割当増資、本定款変更及び本資本金等の額の減少に関し本定時株主総会において特別決議による承認を得ることを予定しております。

### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

#### (1) 最近3年間の業績（連結）

(単位：千円。特記しているものを除く。)

決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高	4,684,489	5,242,833	6,426,069
営業利益	196,313	298,206	485,124

経常利益	285, 008	300, 756	513, 115
親会社株主に帰属する当期純利益	191, 523	198, 013	389, 156
1株当たり当期純利益金額	115. 77	119. 04	190. 63
1株当たり配当額(円)	25. 00	25. 00	35. 00
1株当たり連結純資産(円)	746. 50	872. 97	1, 181. 80

(注) 1. 2025年4月1日付で普通株式1株を2株に株式分割を行っております。2023年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益金額」及び「1株当たり連結純資産」を算定しております。また、「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の実際の1株当たり配当額を記載しております。

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	2,072,400株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	158,400株	7.6%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—%

- (注) 1. 2025年4月1付で実施した株式分割（普通株式1株を2株に分割）により、発行済株式の総数は1,036,200株増加、潜在株式数は、79,200株増加しております。
2. 上記潜在株式数は、当社の第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権に係る潜在株式数であります。

### (3) 最近の株価の状況

#### ① 最近3年間の状況

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
始 値	3,250円	3,250円	2,415円
高 値	3,250円	3,910円	3,960円
安 値	3,250円	2,302円	1,496円
終 値	3,250円	2,415円	2,650円

#### ② 最近6か月間の状況

	2024年 12月	2025年 1月	2025年 2月	2025年 3月	2025年 4月	2025年 5月
始 値	2,651円	2,730円	3,150円	3,235円	1,348円	1,273円
高 値	2,844円	3,360円	3,960円	3,385円	1,350円	1,316円
安 値	2,136円	2,551円	2,951円	2,610円	982円	1,226円
終 値	2,729円	3,180円	3,235円	2,650円	1,293円	1,299円

- (注) 1. 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。  
2. 2025年5月については、2025年5月12日までの状況です。

③ 発行決議日前営業日株価

	2025年5月12日
始 値	1,254円
高 値	1,299円
安 値	1,254円
終 値	1,299円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 公募増資（新規上場時）

払込期日	2024年3月19日
調達資金の額	254,960千円（差引手取概算額）
発行価額	1株につき 1,920円
募集時における発行済株式総数	838,400株
当該募集による発行株式数	普通株式 150,000株
募集後における発行済株式総数	988,400株
発行時における当初の資金使途	①連結子会社への投融資資金、②運転資金
発行時における支出予定時期	①連結子会社への投融資資金：2024年1月～2024年12月（200百万円） ②運転資金：2024年4月～2025年3月（136百万円） ※上記の各充当予定額は、下記②の第三者割当増資による調達資金の額を加味した金額であります。
現時点における充当状況	① 支出予定のとおり充当済み ② 支出予定のとおり充当済み

② 第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

払込期日	2024年4月22日
調達資金の額	81,254千円（差引手取概算額）
発行価額	1株につき1,766.40円
募集時における発行済株式総数	988,400株
当該募集による発行株式数	普通株式 46,000株
募集後における発行済株式総数	1,034,400株
割当先	みずほ証券株式会社
発行時における当初の資金使途	上記「①公募増資（新規上場時）」に記載のとおりであります。

発行時における支出予定時期	上記「①公募増資（新規上場時）」に記載のとおりであります。
現時点における充当状況	上記「①公募増資（新規上場時）」に記載のとおりであります。

## II. 定款の一部変更

### 1. 定款変更の目的

本優先株式の発行を可能とするために、本優先株式に関する定款規定を新設するとともに、併せてその他の文言の修正及び追加等を行うものです。なお、本定款変更については、株主総会において、本第三者割当増資及び本定款変更に係る各議案の承認が得られることを条件とします。

### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙2「定款変更案」のとおりです。

### 3. 定款変更の日程

(1) 取締役会決議日	2025年5月13日
(2) 株主総会決議日	2025年6月26日（予定）
(3) 効力発生日	2025年6月26日（予定）

## III. 株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少（「その他資本剰余金」の増加）

### 1. 株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本優先株式の発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることいたしました。

なお、かかる資本金の額及び資本準備金の額の減少については、本第三者割当増資の効力が生じることを条件といたします。

### 2. 株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

#### (1) 減少すべき資本金の額 250,000,000 円

（なお、同時に本第三者割当増資により資本金が 250,000,000 円増加いたしますので、効力発生日後の資本金の額が効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。）

#### (2) 減少すべき資本準備金の額 250,000,000 円

（なお、同時に本第三者割当増資により資本準備金が 250,000,000 円増加いたしますので、効力発生日後の資本準備金の額が効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。）

#### (3) 株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第 447 条第1項及び第3項並びに第 448 条第1項及び第3項の規定に基づき、本第三者割当増資と一緒に資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます（以下、「本振替処理」といいます。）。

#### (4) 株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日	2025 年 5 月 13 日
(2) 債権者異議申述公告日	2025 年 5 月 19 日（予定）
(3) 債権者異議申述最終期日	2025 年 6 月 19 日（予定）
(4) 本定時株主総会日	2025 年 6 月 26 日（予定）
(5) 払込期日	2025 年 6 月 30 日（予定）
(6) 効力発生日	2025 年 6 月 30 日（予定）

3. 今後の見通し

資本金の額及び資本準備金の額の減少は、純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、また、業績に与える影響もありません。本振替処理は本優先株式の発行により払い込まれた資本金及び資本準備金の範囲内で行われることから、効力発生日前と比べて資本金及び資本準備金は減少しません。

以上

## 別紙1

**株式会社STG**  
**A種優先株式 発行要項**

1. 募集株式の種類	株式会社STG A種優先株式
2. 募集株式の数	500株
3. 払込金額	1株につき1,000,000円
4. 払込金額の総額	500,000,000円
5. 増加する資本金の額	250,000,000円 (1株につき500,000円)
6. 増加する資本準備金の額	250,000,000円 (1株につき500,000円)
7. 払込期日	2025年6月30日
8. 割当先／株式数	株式会社日本政策投資銀行に全株式を割り当てる。

## A種優先株式の内容

9. 剰余金の配当	
(1) 期末配当の基準日	当会社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。
(2) 期中配当	当会社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。
(3) 優先配当金	当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、下記9.(4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。
(4) 優先配当金の額	優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。 A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（下記9.(5)において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率6.3%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。
(5) 累積条項	ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。

(6) 非参加条項	当会社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記9. (4)に定める優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。
10. 残余財産の分配	
(1) 残余財産の分配	当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、A種優先株式1株当たり、下記10. (2)に定める金額を支払う。
(2) 残余財産分配額	<p>①基本残余財産分配額</p> <p>A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12. (2)①に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本残余財産分配額」という。）とする。</p> <p>②控除価額</p> <p>上記10. (2)①にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12. (2)②に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記10. (2)①に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記10. (2)①に定める基本残余財産分配額から控除する。</p>
(3) 非参加条項	A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。
11. 議決権	A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。
12. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）	
(1) 債還請求権の内容	A種優先株主は、いつでも、当会社に対して金銭を対価としてA種優先株式を取得することを請求（以下「債還請求」という。）することができる。この場合、当会社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該債還請求の日（以下「債還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記12. (2)に定める金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、債還請求日における分配可能額を超えて債還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は債還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。
(2) 債還価額	<p>①基本償還価額</p> <p>A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還価額」という。）とする。</p> <p>（基本償還価額算式）</p> <p>基本償還価額＝<math>1,000,000 \text{円} \times (1 + 0.063)^{\frac{m+n}{365}}</math></p> <p>払込期日（同日を含む。）から債還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。</p> <p>②控除価額</p> <p>上記12. (2)①にかかわらず、債還請求日までの間に支払われた優先配当金（債還請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「債還請求前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記12. (2)①に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、債還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われ</p>

	<p>た場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記12. (2)①に定める基本償還価額から控除する。</p> <p>(控除価額算式)</p> <p>控除価額＝償還請求前支払済優先配当金×(1+0.063)<sup>x+y/365</sup></p> <p>償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。</p>
(3) 債還請求受付場所	大阪府八尾市山賀町6-82-2 株式会社STG
(4) 債還請求の効力発生	債還請求の効力は、債還請求書が債還請求受付場所に到着した時に発生する。

#### 13. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

(1) 強制償還の内容	<p>当会社は、いつでも、当会社の取締役会の決議に基づき別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記13. (2)に定める金額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。</p>
(2) 強制償還価額	<p>①基本強制償還価額</p> <p>A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本強制償還価額」という。）とする。</p> <p>(基本強制償還価額算式)</p> <p>基本強制償還価額＝1,000,000円×(1+0.063)<sup>m+n/365</sup></p> <p>払込期日（同日を含む。）から強制償還日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。</p> <p>②控除価額</p> <p>上記13. (2)①にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記12. (2)②に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記13. (2)①に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記13. (2)①に定める基本強制償還価額から控除する。</p>

#### 14. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

(1) 転換請求権の内容	<p>A種優先株主は、いつでも、当社に対して、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該A種優先株主に対し、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、次の算式に従って算出される数の当社の普通株式を交付するものとする。</p> <p>取得と引換えに 交付すべき普通 株式の数</p> <p>上記 12. (2)①に定める基本償還価額 相当額から、上記 12. (2)②に定める 控除価額相当額を控除した金額（ただ し、基本償還価額相当額及び控除価額 相当額は、基本償還価額算式及び控除 価額算式における「償還請求日」を</p>
--------------	--

	<p>「取得請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「取得請求前支払済優先配当金」(取得請求日までの間に支払われた優先配当金(取得請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)</p> <p style="text-align: right;">取得価額</p> <p>A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。</p>
(2) 当初取得価額	取得価額は、当初、2,500円とする。
(3) 取得価額の調整	<p>① 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p> <p>(a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。</p> $\frac{\text{調整後}}{\text{取得価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>調整後の取得価額は、株式の分割の場合には株式の分割に係る基準日の翌日以降、また株式無償割当ての場合には株式無償割当ての効力が生ずる日をもって(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。</p> <p>(b) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって(株式の併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降)、次の算式により取得価額を調整する。</p> $\frac{\text{調整後}}{\text{取得価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p>(c) 下記④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、当会社の役員若しくは従業員若しくは当会社の子会社の役員若しくは従業員を対象とする株式報酬制度のために普通株式を発行又は処分する場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み</p>

替える。

$$\begin{array}{l}
 \text{調整後} = \frac{\text{取得前}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数)}}{\text{(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数) + 新たに発行する普通株式の数}}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{r}
 \text{新たに発行する普通株式の数} \\
 \times \frac{1\text{株あたりの払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}
 \end{array}$$

(d) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(d)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(d)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

(e) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(e)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」として普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本(e)による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

② 上記①に掲げた事由によるほか、下記(a)乃至(c)のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- (a) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (b) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (c) その他、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式

	<p>の数を除く。) の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③ 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。</p> <p>④ 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</p> <p>⑤ 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。</p>
15. 株式の併合又は分割	法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。
16. 謙渡制限	謙渡によるA種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。

定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定款変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 6,094,400株とする。	(発行可能株式総数等) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 6,094,400株とし、普通株式の發 行可能種類株式総数は6,094,400 株、A種優先株式の発行可能種類株式総数 は500株とする。
(新設)	<u>第2章の2 A種優先株式</u> <u>(A種優先配当金)</u> 第11条の2 当会社は、第48条の規定に 従い、剰余金の期末配当を行うときは、当 該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記 載又は記録されたA種優先株式を有する株 主（以下「A種優先株主」という。）又は A種優先株式の登録株式質権者（以下「A 種優先株式登録質権者」といい、A種優先 株主と併せて「A種優先株主等」とい う。）に対し、同日の最終の株主名簿に記 載又は記録された普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) 又は普通株 式の登録株式質権者（以下「普通株式登録 質権者」といい、普通株主と併せて「普通 株主等」という。）に先立ち、A種優先配 当金として、A種優先株式1株につき、A種 優先株式の払込金額及び前事業年度に係る 期末配当後の未払A種優先配当金（次項に おいて定義される。）（もしあれば）の合 計額に年率6.3%を乗じて算出した金額につ いて、当該剰余金の配当の基準日の属する 事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配 当の基準日が払込期日と同一の事業年度に 属する場合は、払込期日とする。）（同日 を含む。）から当該剰余金の配当の基準日 (同日を含む。)までの期間の実日数につ き、1年を365日として日割計算により算出 される金額（以下「A種優先配当金額」と いう。）を支払う（ただし、除算は最後に 行い、円単位未満小数第3位まで計算し、 その小数第3位を四捨五入する。）。ただ し、当該期末配当の基準日の属する事業年 度において、第11条の3に定めるA種期中 優先配当金を支払ったときは、その合計額 を控除した額を支払うものとする。また、 当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金 の配当が行われる日までの間に、当会社が A種優先株式を取得した場合、当該A種優 先株式につき当該基準日に係る剰余金の配 当を行ふことを要しない。

	<p><u>2 ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合のA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。</u></p> <p><u>3 当会社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>(A種期中優先配当金)</u></p> <p><u>第11条の3 当会社は、第49条又は第49条の2の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率6.3%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</u></p>
(新設)	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第11条の4 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、第11条の5条第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産</u></p>

の分配が行われる日をいう。以下同じ。)と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

2 A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(新設)

(金銭を対価とする取得請求権)

第11条の5 A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、会社法第461条第2項所定の分配可能額を取得の上限として、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下「償還請求」という。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとする。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われ、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。

2 A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(基本償還価額算式)

基本償還価額  
 $= 1,000,000 \text{円} \times (1 + 0.063)^{m+n/365}$   
払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「 $m+n/365$ 」は「 $(1 + 0.063)$ 」の指数を表す。

(控除価額算式)

控除価額 = 債還請求前支払済優先配当金  
 $\times (1 + 0.063)^{x+y/365}$

	<p>「償還請求前支払済優先配当金」とは、<u>払込期日以降に支払われたA種優先配当金</u>  <u>(償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)</u>の支払金額とする。</p> <p>償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「<math>x+y/365</math>」は「<math>(1+0.063)</math>」の指数を表す。</p> <p>3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、<u>A種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u></p>
(新設)	<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p>第11条の6 当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、<u>A種優先株主等の意思にかかわらず、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。</u> A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。</p> <p>2 A種優先株式1株当たりの取得価額は、<u>第11条の5条第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額</u>（ただし、<u>基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</u></p>
(新設)	<p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p>第11条の7 A種優先株主は、いつでも、当会社に対して、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下、かかる請求がなされた日を「取得請求日」という。）、当会社は、当該A種優先株主に対し、A種優先株主が取得の請求をしたA種</p>

優先株式を取得するのと引換えに、次の算式に従って算出される数の当会社の普通株式を交付するものとする。

第 11 条の 5 第 2 項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「取得請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「取得請求前支払済優先配当金」（取得請求日までの間に支払われた優先配当金（取得請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）

取得価額

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付はしないものとする。

2 取得価額は、当初、2,500円とする。

3 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\frac{\text{調整後}}{\text{取得価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割の場合は株式の分割に係る基準日の翌日以降、また株式無償割当ての場合には株式無償割当ての効力が生ずる日をもって（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

4 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって（株式の併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、次の算式により取得価額を調整する。

$$\frac{\text{調整後}}{\text{取得価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

5 第10項に定める普通株式1株当たりの時価を下回る金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、当会社の役員若しくは従業員若しくは当会社の子会社の役員若しくは従業員を対象とする株式報酬制度のために普通株式を発行又は処分する場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} \text{調整後} &= \frac{\text{取得前}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{(発行済普通株式の数} - \text{当会社が保有する普通株式の数})}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \\ &\quad + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{り払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \\ &\quad + (\text{発行済普通株式の数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{aligned}$$

6 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、第10項に定める普通株式1株当たりの時価を下回る金額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には

当該払込期間の最終日。以下本項において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本項において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

7 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が第10項に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本項において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」として普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。た

だし、本項による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

8 第3項ないし前項に掲げた事由によるほか、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当会社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- (1) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (2) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (3) 前号のほか、普通株式の発行済株式の総数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

9 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。

10 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券

	<p><u>取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」）という。）の平均値（円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</u></p> <p><u>11 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第11条の8 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
(新設)	<p><u>(株式の併合又は分割等)</u></p> <p><u>第11条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>(種類株主総会への準用)</u></p> <p><u>第11条の10 第3章の規定（株主総会に係る規定）は、種類株主総会について準用する。</u></p>
(省略)	(省略)
(新設)	<p><u>(期中配当)</u></p> <p><u>第49条の2 前二条のほか、当会社は、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。</u></p>